大阪公立大学 健康・スポーツ科学 寄稿要項

第１条　「大阪公立大学 健康・スポーツ科学」に寄稿できるのは、大阪公立大学都市健康・スポーツ研究センター（以下「センター」という。）所属教員に限る。但し、都市健康・スポーツ研究センター編集委員会（以下「編集委員会」という。）が認めた場合は、所属教員以外も寄稿することができる。

第２条　寄稿原稿（以下「原稿」という。）の内容は、健康・スポーツに関する研究領域における特集、総説、原著論文、研究資料（報告）、実践報告、短報、センター業務報告、その他編集委員会が認めたものとする。

第３条　原稿掲載は、原則として 12 月末日までに受付され、 1 月末日までに受理されたものとし、特別な場合は編集委員会において決定する。

第４条　原稿は、A4 版、横書き、全角 40 字 20 行とする。文字の大きさは 12 ポイントを目安とし、上下左右余白は 25 mm、英文綴りおよび数値は半角とする。本文はひらがな現代かなづかいとし、外国語をかな書きする場合はカタカナにする。

第５条　原稿には、表題、所属、氏名の英文を必ず添付する。

第６条　原著論文は、表題、英文抄録（200 語以内）、方法、結果、考察、まとめ、引用文献、図表から構成する。

第７条　原著論文には、英文抄録の和訳を添付する。その際には 3 ないし 5 語のキーワードを明記する。

第８条　引用・参考文献は、著者名の ABC 順に記載する、同じ著者名の場合には、年号の古い順とする。また、雑誌の場合には、著者・題目・雑誌名・巻・号・ページ・西暦年号の順に記載し、単行本の場合には、著者・書名・版数・発行所・西暦年号・ページの順に記載する。

第９条　図・表・写真などは、 1 頁 1 枚とし、その説明は表題の下に記す。また、図・表・写真などの挿入箇所には、必ず本文中に指示を入れておく。

第 10 条　原稿は、上記の規程により作成したうえで、電子ファイル（例 Microsoft Office Word）を編集委員会委員長宛に 1 部送付する。

第 11 条　「大阪公立大学 健康・スポーツ科学」に掲載された論文の著作権は、センターに帰属する。ただし、著作者は著作権がセンターに帰属する著作物を自ら利用することができる。

第 12 条　この要項の施行に関して必要な事項は、都市健康・スポーツ研究センター運営委員会の議を経てセンター所長がこれを定める。

附 則

この規程は令和 4 年 5 月 27 日より施行する。

大阪公立大学 健康・スポーツ科学 論文審査要綱

第１条　この要綱は、大阪公立大学都市健康・スポーツ研究センター編集委員会（以下「編集委員会」という。）内規第４条第４項に基づき、「大阪公立大学 健康・スポーツ科学」寄稿原稿（以下「原稿」という。）の審査に関してこの要綱を定める。

第２条　原稿は、編集委員会において選考された審査員の審査を受けるものとする。審査の対象は健康・スポーツ科学寄稿要項第２条の原稿のうち、次のとおりとする。

（１）原著論文

（２）研究資料

（３）実践報告

第３条　審査員は、原稿が健康・スポーツ科学寄稿要項に示された基準に沿って審査する。掲載の適否を評定し、その結果と根拠を編集委員会に報告する。

第４条　審査の期間は、原則として 2 週間以内とする。

第５条　この要綱施行に関して必要な事項は、都市健康・スポーツ研究センター運営委員会の議を経て都市健康・スポーツ研究センター所長がこれを定める。

附 則

この規程は令和 4 年 5 月 27 日より施行する。